



2021年12月27日

各位

会社名 片倉工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 上甲 亮祐  
(コード番号 3001 東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員企画部長 水澤 健一  
(TEL. 03-6832-0223)

### (開示事項の変更)臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2021年12月10日付で「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2022年2月開催予定の臨時株主総会に係る基準日を2021年12月31日(以下「旧基準日」といいます。)として設定いたしました。が、当社の臨時株主総会開催予定時期及びその基準日を変更するため、当社は、本日付にて、2022年2月下旬から3月上旬までに開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日を2022年1月18日に再設定することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年1月18日(火曜日)を基準日(以下「本基準日」といいます。)として定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。これに伴い、旧基準日は利用しないことといたしましたので、取り消すことといたします。

(変更前)

- (1) 基準日:2021年12月31日(金)
- (2) 公告予定日:2021年12月16日(木)
- (3) 公告方法:電子公告(当社ホームページに掲載いたします)  
<https://www.katakura.co.jp/ir/public/index.html>
- (4) 臨時株主総会開催予定時期:2022年2月

(変更後)

- (1) 基準日:2022年1月18日(火)
- (2) 公告予定日:2022年1月3日(月)
- (3) 公告方法:電子公告(当社ホームページに掲載いたします)  
<https://www.katakura.co.jp/ir/public/index.html>
- (4) 臨時株主総会開催予定時期:2022年2月下旬から3月上旬

## 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

株式会社かたくら(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年11月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」、同年11月19日付「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正」及び同年12月21日付「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更」に記載のとおり、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て(当社が所有する自己株式(当社の株式給付信託の所有分を含みます。以下同じです。))を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全て(当社が所有する自己株式を除きます。))を取得することを予定しているとのことです。具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立後に、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応じなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求することを予定しているとのことです。他方、②本公開買付けの成立後に、公開買付者の当社の議決権の合計数が、当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社普通株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと、及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。

この度、当社は、上記②に記載の場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、本公開買付けが成立しなかった場合、又は、上記①に記載の場合(本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(但し、当社及び公開買付者を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求する場合)には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以上